



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 43 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	1
訓練手当支給規則の一部を改正する規則	( " )	3

### 告 示

訓練生災害見舞金支給要綱の一部改正	(労働政策課)	3
-------------------	---------	---

### 公布された条例等のあらまし

#### 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (規則第32号)

- 1 規則の概要
  - (1) 職場適応訓練実施要領の改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条・第13条・第15条関係)
  - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
 

公布の日から施行することとした。

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (規則第33号)

- 1 規則の概要
  - (1) 国の訓練手当支給要領の改正に伴う規定の整理 (第3条関係)
  - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
 

公布の日から施行することとした。

## 規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第32号

#### 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則 (昭和42年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「。以下「法」という。」第12条」を「)第20条」に改め、「(以下「求職手帳」という。)」を削り、「いる者」の次に「(以下「中高年齢失業者等求職手帳所持者」という。)」を加え、同条第15号を削り、同条第14号中「)第17条第1項」を「。以下「本四連絡橋特別措置法」という。」第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令(昭和56年労働省令第38号)第1条」に改め、「手帳所持者」の次に「(以下「一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者」という。)」を加え、同号を同条第15号とし、同条第13号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、「手帳所持者」の次に「(以

下「漁業離職者求職手帳所持者」という。)を加え、同号を同条第14号とし、同条第12号中「者」の次に「(以下「受給資格者等」という。)」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第11号を削り、第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第2条中第8号を第9号とし、第6号及び第7号を削り、第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の2を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) へき地又は離島に居住している者

- (6) 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。)第1条第1項第7号イ(1)から(4)までのいずれにも該当する者

第2条第16号及び第17号を次のように改める。

- (16) 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第1項第4号に規定する行為を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特別措置法第2条第1号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止(以下この号において「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされたもの(当該事業規模の縮小等の実施について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に限る。)に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(以下「港湾運送事業離職者」という。)

- (17) 施行規則附則第2条第1項第2号の規定に該当する漁業離職者

第2条に次の2号を加える。

- (18) 沖縄県の区域内に住所若しくは居所を有し、又は有していた駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号)第10条の2第1項の規定による認定を受けている駐留軍関係離職者(沖縄県の区域内の公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示した者に限る。以下「駐留軍関係離職者」という。)

- (19) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第78条第1項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給を受けている者(以下「沖縄失業者求職手帳所持者」という。)

第13条中「に対し、別に」を「(受給資格者等、駐留軍関係離職者及び沖縄失業者求職手帳所持者を除く。)」に対して、訓練手当支給規則(昭和42年島根県規則第3号)に」に改める。

第15条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 職場適応訓練生が、中高年齢失業者等求職手帳所持者であるときは、当該手帳が失効したとき。

- (4) 職場適応訓練生が、漁業離職者求職手帳所持者、施行規則附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者又は沖縄失業者求職手帳所持者であるときは、当該求職手帳が失効したとき。

第15条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 職場適応訓練生が、港湾運送事業離職者に対して公共職業安定所長が発行した港湾運送事業離職者求職手帳所持者であるときは、当該求職手帳が失効したとき。

- (6) 職場適応訓練生が、駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条の2第1項の規定による認定を受けた者であるときは、当該認定が効力を失い、又は取り消されたとき。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第33号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第12条」を「第20条」に改め、同項第 2 号中「地域雇用開発等促進法（昭和62年法律第23号）第21条」を「雇用保険法（昭和49年法律第116号）第25条第 1 項」に、「職業紹介活動」を「広域職業紹介活動」に改め、同項第 6 号中「第 1 条第 1 項第 8 号イ(1)」を「第 1 条第 1 項第 7 号イ(1)」に改め、同項第 8 号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第 1 条に規定する障害者」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する精神障害者」に改め、同項第13号を削り、同項第12号中「第 5 条第 1 項に規定する手帳所持者」を「第 4 条第 1 項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和52年労働省令第30号）第 3 条の 2 の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第 3 条第 2 項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して 5 年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第 3 条第 1 項第14号及び第15号を次のように改める。

(14) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号。以下「本四連絡橋特別措置法」という。）第16条第 1 項若しくは第 2 項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和56年労働省令第38号）第 1 条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者

(15) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する行為を行う事業の事業主であって、本四連絡橋特別措置法第 2 条第 1 号に規定する本州四国連絡橋の供用に伴い当該事業に係る事業規模若しくは事業活動の縮小又は当該事業の廃止（以下この号において「事業規模の縮小等」という。）を余儀なくされたもの（当該事業規模の縮小等の実施について公共職業安定所長の認定を受けた事業主に限る。）に雇用されていた労働者で、当該事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされたもののうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの

第 3 条第 1 項第16号及び第17号を削り、同条第 2 項中「第 1 条第 1 項第 8 号イ(2)」を「第 1 条第 1 項第 7 号イ(2)」に、「職業の転換を必要とする求職者に対する短期課程」を「職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第 9 条の短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 8 号の 2 」を「第 8 号の 3 」に改め、同項第 1 号中「（昭和49年法律第116号）」を削り、「第37条第 1 項」を「第37条」に改め、同項第 3 号中「第33条ノ16第 1 項」を「第33条ノ16」に改め、同項第 4 号中「第10条第 1 項から第 8 項まで」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第379号

訓練生災害見舞金支給要綱（昭和43年島根県告示第785号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第6条第1項第1号ア中「第13条第2号」を「第18条第2号」に改め、同号エを削る。

第10条第1項中「第43条第1項各号」を「第63条第1項各号」に、「同条同項第5号又は第6号」を「同項第5号」に、「第43条の9第2項」を「第76条第2項」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。